議案第２号

茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和３年３月８日提出

茂原市教育長　　内　田　達　也

茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

茂原市教育委員会公印規則（昭和53年茂原市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

千葉県茂原市立豊田小学校長之印	９	21	〃	〃
千葉県茂原市立二宮小学校之印（甲）	10	45	〃	〃
千葉県茂原市立二宮小学校之印（乙）	11	21	古印体	〃
千葉県茂原市立二宮小学校長之印	12	21	てん書	〃
千葉県茂原市立茂原小学校之印（甲）	13	45	〃	〃
千葉県茂原市立茂原小学校（乙）	14	24	古印体	〃
千葉県茂原市立茂原小学校長	15	21	〃	〃
千葉県茂原市立西小学校（甲）	16	45	てん書	〃
千葉県茂原市立西小学校（乙）	17	24	〃	〃
千葉県茂原市立西小学校長印	18	21	〃	〃
千葉県茂原市立五郷小学校之印（甲）	19	42	〃	〃

千葉県茂原市立五郷小学校之印（乙）	20	24	〃	〃
千葉県茂原市立中の島小学校（乙）	21	24	古印体	〃
千葉県茂原市立中の島小学校長	22	21	てん書	〃
千葉県茂原市立鶴枝小学校之印（甲）	23	40	古印体	〃
千葉県茂原市立鶴枝小学校之印（乙）	24	24	てん書	〃
千葉県茂原市立鶴枝小学校長之印	25	21	古印体	〃
千葉県茂原市立萩原小学校（甲）	26	45	てん書	〃
千葉県茂原市立萩原小学校（乙）	27	24	古印体	〃
千葉県茂原市立萩原小学校長	28	20	てん書	〃
千葉県茂原市立本納小学校（甲）	29	45	古印体	〃
千葉県茂原市立本納小学校（乙）	30	23	〃	〃
千葉県茂原市立本納小学校長	31	20	〃	〃
千葉県茂原市立新治小学校（甲）	32	45	〃	〃
千葉県茂原市立新治小学校（乙）	33	23	〃	〃
千葉県茂原市立新治小学校長	34	20	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校（甲）	35	45	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校（乙）	36	23	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校長	37	20	〃	〃
千葉県茂原市立東部小学校（乙）	38	24	てん書	〃
千葉県茂原市立東部小学校長	39	21	〃	〃

」を

「

千葉県茂原市立豊田小学校長之印	９	21	〃	〃
千葉県茂原市立茂原小学校之印（甲）	10	45	〃	〃
千葉県茂原市立茂原小学校（乙）	11	24	古印体	〃
千葉県茂原市立茂原小学校長	12	21	〃	〃
千葉県茂原市立西小学校（甲）	13	45	てん書	〃
千葉県茂原市立西小学校（乙）	14	24	〃	〃
千葉県茂原市立西小学校長印	15	21	〃	〃

千葉県茂原市立五郷小学校之印（甲）	16	42	〃	〃
千葉県茂原市立五郷小学校之印（乙）	17	24	〃	〃
千葉県茂原市立中の島小学校（乙）	18	24	古印体	〃
千葉県茂原市立中の島小学校長	19	21	てん書	〃
千葉県茂原市立鶴枝小学校之印（甲）	20	40	古印体	〃
千葉県茂原市立鶴枝小学校之印（乙）	21	24	てん書	〃
千葉県茂原市立鶴枝小学校長之印	22	21	古印体	〃
千葉県茂原市立萩原小学校（甲）	23	45	てん書	〃
千葉県茂原市立萩原小学校（乙）	24	24	古印体	〃
千葉県茂原市立萩原小学校長	25	20	てん書	〃
千葉県茂原市立本納小学校（甲）	26	45	古印体	〃
千葉県茂原市立本納小学校（乙）	27	23	〃	〃
千葉県茂原市立本納小学校長	28	20	〃	〃
千葉県茂原市立新治小学校（甲）	29	45	〃	〃
千葉県茂原市立新治小学校（乙）	30	23	〃	〃
千葉県茂原市立新治小学校長	31	20	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校（甲）	32	45	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校（乙）	33	23	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校長	34	20	〃	〃
千葉県茂原市立東部小学校（乙）	35	24	てん書	〃
千葉県茂原市立東部小学校長	36	21	〃	〃

」に、

「

下記園印は当分の間使用するものとする。				
千葉県茂原市立豊岡幼稚園（甲）	4	方36	古印体	園長
茂原市立豊岡幼稚園（乙）	5	24	〃	〃
茂原市立豊岡幼稚園長	6	18	〃	〃
千葉県茂原市立五郷幼稚園（甲）	7	36	〃	〃
茂原市立五郷幼稚園（乙）	8	24	〃	〃

茂原市立五郷幼稚園長	9	18	〃	〃
千葉県茂原市立新茂原幼稚園（甲）	10	36	〃	〃
茂原市立新茂原幼稚園（乙）	11	24	〃	〃
茂原市立新茂原幼稚園長	12	18	〃	〃

」を

「

下記園印は当分の間使用するものとする。				
千葉県茂原市立五郷幼稚園（甲）	4	36	〃	〃
茂原市立五郷幼稚園（乙）	5	24	〃	〃
茂原市立五郷幼稚園長	6	18	〃	〃
千葉県茂原市立新茂原幼稚園（甲）	7	36	〃	〃
茂原市立新茂原幼稚園（乙）	8	24	〃	〃
茂原市立新茂原幼稚園長	9	18	〃	〃

」に改める。

別表第２（２）小学校中

「

10

11

12

13

茂原市立茂原小学校之印

14

千葉県茂原市立茂原小学校

15

千葉県茂原市立茂原小学校長

16

千葉県茂原市立西小学校

17

千葉県茂原市立西小学校

18

千葉県茂原市立西小学校長印

19

千葉県茂原市立五郷小学校之印

20

千葉県茂原市立五郷小学校之印

21

千葉県茂原市立中の島小学校

22

千葉県茂原市立中の島小学校長

23

千葉県茂原市立鶴枝小学校之印

24

千葉県茂原市立鶴枝小学校之印

25

千葉県
茂原市立
鶴枝小学
校長之印

26

千葉県
茂原市
立萩原
小学校

27

千葉県茂
原市立萩
原小学校

28

千葉県
茂原市立
萩原小
学校長

29

千葉県
茂原市
立本納
小学校

30

千葉県
茂原市
立本納
小学校

31

千葉県
茂原市立
本納小
学校長

32

千葉県
茂原市
立新治
小学校

33

千葉県
茂原市
立新治
小学校

34

千葉県
茂原市立
新治小
学校長

35

千葉県
茂原市
立豊岡
小学校

36

千葉県
茂原市
立豊岡
小学校

37

千		葉	県
茂	原	市	立
豊		岡	小
学		校	長

38

千	葉	県
茂	原	市
立	東	部
小	学	校

39

千		葉	県
茂		原	市
立		東	部
小	学	校	長

」を

「

10

校	茂	茂
	原	原
之	小	市
印	学	立

11

千	葉	県	茂
原	市	立	茂
原	小	学	校

12

千		葉	県
茂	原	市	立
茂		原	小
学		校	長

13

西	茂	千
小	原	葉
学	市	
校	立	県

14

西	茂	千
小	原	葉
学	市	
校	立	県

15

小	原	千
学	市	葉
校	立	県
長印	西	茂

16

千葉県茂原市立五郷小学校之印

17

千葉県茂原市立五郷小学校之印

18

千葉県茂原市立中の島小学校

19

千葉県茂原市立中の島小学校長

20

千葉県茂原市立鶴枝小学校之印

21

千葉県茂原市立鶴枝小学校之印

22

千葉県茂原市立鶴枝小学校長之印

23

千葉県茂原市立萩原小学校

24

千葉県茂原市立萩原小学校

25

千葉県茂原市立萩原小学校長

26

千葉県茂原市立本納小学校

27

千葉県茂原市立本納小学校

28

千葉県
茂原市立
本納小
学校長

29

千葉県
茂原市
立新治
小学校

30

千葉県
茂原市
立新治
小学校

31

千葉県
茂原市立
新治小
学校長

32

千葉県
茂原市
立豊岡
小学校

33

千葉県
茂原市
立豊岡
小学校

34

千葉県
茂原市立
豊岡小
学校長

35

千葉県
茂原市
立東部
小学校

36

千葉県
茂原市
立東部
小学校長

」に

改める。

別表第２（４）幼稚園中

「

4

千　葉　県　茂
原　市　立　豊
岡　幼　稚　園

5

茂　原　市
立　豊　岡
幼　稚　園

6

茂　原　市　立
豊　岡　幼
稚　園　長

7

千　葉　県　茂
原　市　立　五
郷　幼　稚　園

8

茂　原　市
立　五　郷
幼　稚　園

9

茂　原　市　立
五　郷　幼
稚　園　長

10

千　葉　県　茂
原　市　立　新
茂　原　幼　稚　園

11

茂　原　市　立
新　茂　原
幼　稚　園

12

茂　原　市　立
新　茂　原
幼　稚　園　長

」を

「

4

千　葉　県　茂
原　市　立　五
郷　幼　稚　園

5

茂　原　市
立　五　郷
幼　稚　園

6

茂　原　市　立
五　郷　幼
稚　園　長

7

千　葉　県　茂
原　市　立　新
茂　原　幼　稚　園

8

茂　原　市　立
新　茂　原
幼　稚　園

9

茂　原　市　立
新　茂　原
幼　稚　園　長

」に

改める。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

提案理由　　二宮小学校と緑ケ丘小学校の統合及び豊岡幼稚園の閉園に伴い、所要の改正をするものです。